

明治学院大学機関リポジトリ http://repository.meijigakuin.ac.jp/

Title	中国の戦犯処遇方針にみる「寛大さ」と「厳格さ」: 初期の戦犯教育を中心に
Author(s)	石田,隆至
Citation	PRIME = プライム(32): 67-80
Issue Date	2010-10
URL	http://hdl.handle.net/10723/1020
Rights	

論文

中国の戦犯処遇方針にみる「寛大さ」と「厳格さ」 一初期の戦犯教育を中心に一

石 田 隆 至 (PRIME 研究員)

はじめに

戦後65年を経た今も「東アジアの戦後和解」が 政治的課題であるほど、日本の戦後処理は構造的 な問題を抱えている。一方、被害者側に受け入れ られたある種の「和解」もわずかながら存在し、 その一例として、新中国で戦犯教育を受けて帰国 した元戦犯たちの戦争責任認識や謝罪のあり方を 本誌前々号から検討してきた(1)。繰り返しを避 けるために簡潔に振り返れば、当初は戦犯として 抑留されていることにあからさまな抵抗を示した 日本人戦犯が、中国側の人道的な処遇に次第に感 化され、学習を通じて戦争の「侵略性」を認識す るようになり、最後には個人的な罪行を告白する に至るという過程を辿った。加害側の「事情」を 釈明するよりも「被害者の立場」に立つことで戦 犯たちの「認罪」が可能になったという経験は、 加害側がどのような戦後処理を行えば真の和解に 繋がるのかを考えるうえで示唆的であった。

しかし、彼らのような戦争責任の捉え方、謝罪のあり方は十分に広まるどころか、むしろ例外的であり続けた⁽²⁾。こうした日本の現状は、若い世代に突き動かされる形で戦争責任への取り組みが開始されたドイツとも異なる。90年代に入ってからは、むしろ「自由主義史観」に象徴されるように、「戦争への反省」に対する強い反発も生じ

ている。

他方で、中国や朝鮮半島、さらには欧米諸国からも、日本が戦争責任を正面から引き受けることを求める声は依然として大きい。しかし、戦後補償への取り組みひとつをとっても、政府や加害企業を含めた日本社会は極めて後ろ向きの姿勢をとり続けている。他者との共生が国際的な課題となっている現在でも、日本が戦争被害者の人権を軽視し続ける以上、「東アジアの戦後和解」を実現するのは容易ではない。東アジアに相互信頼を作り出していくための想像力として、本研究で扱っている元戦犯の認罪経験は現代的意義を有すると考えている。

前号の論文では、日本人戦犯の認識が大きく変わった要因として、中国側のきわめて寛大な待遇を取りあげたが、現在の日本を見れば、単に寛大であれば和解に繋がると楽観できる状況にはない。戦後処理問題をめぐる近年の中国や韓国政府の対日姿勢はある意味で既に十分に「寛大」であるからだ⁽³⁾。

翻って、元戦犯の回想録などでは、管理所での 処遇に関して、「寛大さ」と同じくらい「厳格さ」 にも言及されている。つまり、寛大さを強調する 側面が大きいとはいえ、厳格な取り調べや戦犯同 士の激しい相互批判があってはじめて自分の罪を それとして認識でき、文字通り「認罪」に至った 側面も克明に記されている。だとすれば、厳格な 対処に比べて寛大な処遇に関する「記憶」が前面 に出たのはどうしてなのか、と問う必要がある。 以下ではその前提として、寛大な側面と厳格な側 面とがどのような関係にあったのかを明らかにし ていく。

戦犯処遇の基本方針としての「寛大政策」に関 する先行研究は決して多くはない。まず、当事者 自身の回想では、上に述べたように、厳格な側面 を回想しながらもなお本質的に中国側が寛大で あったという捉え方をするものが多い。以下に述 べるように、戦犯の目にそのように映る事情は理 解できる側面もある。ただ、文化大革命の終了後 は後景に退いていった「中国革命」という文脈を 踏まえると別の側面が浮かび上がる。つまり、既 存の政治とは明確に異なる「人民のための政治 | の実現に向けた試行錯誤の中で、初期の中国共産 党は戦争捕虜を階級的被害者と位置づけて優遇 し、教育によってその認識を変えていく方針が効 果的であることを経験してきた(4)。その革命的 伝統のなかで、同じように日本人戦犯を帝国主義 の犠牲者と階級論的に位置づけ、人道的に処遇し ながら教育することで、「人民の友」へと変化さ せようとした理想主義の文脈をみておく必要があ る⁽⁵⁾。戦犯自身はこうした流れの中にいたので ある。

また、戦後日中外交史や戦犯裁判研究の文脈では、寛大さを主に「裁き」「量刑」の問題として捉え、国際交渉上の切り札として位置づける研究も存在する⁽⁶⁾。つまり、多くの重要戦犯の量刑を軽くすることで、中国側に外交交渉上の利得——日本との国交回復の早期実現、共産勢力への封じ込め政策を打開するための平和攻勢——があったとされる。ただ、寛大さは量刑が議論されるようになった54年以降になって始めて前景化してきたものではないため、量刑や捕虜政策との関係にとどまらず、もう少し広い意味合いで捉える必要があるだろう⁽⁷⁾。撫順戦犯管理所に収容さ

れていた国民党戦犯や「満州国」戦犯⁽⁸⁾にも寛 大政策が貫かれていたことを考えれば、なおさら である。

そこで、これまでわれわれは、日本人戦犯の側から見た寛大さのインパクトを見てきたが、今回は中国側にとっての寛大さの意味を検討する。

一般的にいっても、「寛大一辺倒」では他者への働きかけとしては効果的ではないことが多い。 そして、以下に見るように、中国側は寛大さと厳格さを併用していたと自己認識している。「寛大政策」はもう少し広い文脈で、つまり厳格さの側面とセットにして、両義的なものとして再検討する必要があるのではないだろうか。

「寛大さ」に関する研究がそれほど進んでいない最大の理由は、当時の史料がまだ十分には公開されていない点にある。初期の戦犯政策について細かな指示を出していた党中央の意思決定過程や、管理所内での日常業務あるいは各戦犯の状況報告に関する史料などは依然としてほとんど未公開である。

今回われわれは、それに一定程度代替しうる史料として、撫順戦犯管理所自身がまとめた『十四年来教育改造日本戦犯工作基本総結』1964年6月10日(第二稿、全60頁)を入手した(日本語では「十四年間にわたる日本人戦犯の教育事業に関する基本総括」の意。以下、『十四年総結』と略記)(9)。1964年6月とは、最後まで収監されていた有期刑戦犯3名を釈放した時期である。日本人戦犯の教育事業の全過程の終了を期に、1950年夏以降の14年にわたる過程が管理所自身によって総括されている。厳密には一次史料ではないといえるが、現時点で中国側の戦犯処遇の実際やその意図を知る上で信頼できるものといえる。この史料を中心に、関連史料や戦犯の回想なども踏まえながら、「寛大さ」の両義性に迫っていきたい。

1. 基本方針としての「寛大さ」と「厳格さ」

『十四年総結』の冒頭「1. 基本状況の概要」では、日本人戦犯処遇の基本方針として以下のような原則が貫かれてきたことが端的に示されている。

われわれは民族報復という手段を採らない。(略) 彼らを殺さず教育のもとで悪を改め、善に従わせ、新たな人間に戻す。このような革命的人道主義政策を採ることは……(略)。「懲罰と寛大とを相結びつけ」、……「階級闘争と革命的人道主義を併用」する。(2頁)

決して「寛大」だけを強調しているわけではなく、「懲罰」との両方がセットになっていたと明確に位置づけられている。厳格さと寛大さという一見相反するようにみえる方針が、どのように併用され、どのような効果をもたらしたのかが、以下で検討する課題である。

その際、この文書が1964年4月という時期にま とめられたことを考慮しておく必要がある。建国 以前からの革命闘争の歴史的文脈の延長上にあっ たとはいえ、建国直後のみずみずしい革命への息 吹が、50年代後半の反右派闘争以降「権力政治| へと転化しつつあった段階でまとめられた文書だ からである。毛沢東が再び強調するようになった 「階級闘争」という言葉もそれまでとは異なる意 味を持ち始めていた⁽¹⁰⁾。背景には「封じ込め政 策|「中ソ論争|が展開されている中で、国際的 孤立をどう克服するかという課題もあった。た だ、そうした時代の波を意識して「懲罰」「階級 闘争」といった文言がこの文書で強調されただけ というわけではない。実際の戦犯教育の過程にお いて、確かに「懲罰」「闘争」と呼ぶべき側面が みられたからである。そうであればなお、「懲罰」 と「寛大」という一見矛盾するように見える要素 がどのように両立していたのかと問わねばならな

11

以下では、撫順戦犯管理所での教育過程に沿って検討するにあたり、6年間の収監期間を概観しておく。日本人戦犯が収監された1950年7月下旬から、大半が起訴免除で釈放された1956年夏までの6年間は、4つの時期に区分することができる(11)。

- ①反抗期(1950年7月~1951年春頃):「戦犯」と自己同定することのない日本人収監者は、中国人への蔑視を露わにして、管理所員に反抗的態度をとり続けた。一方、中国側は日本人戦犯に対する食事や取り扱い、生活環境などの面において、国際慣習に沿った人道的な待遇を続けた。
- ②学習期(1954年3月頃まで):日本人戦犯は 朝鮮戦争における中国・北朝鮮側の勝利に衝撃を 受けた。また、人道的待遇に呼応する形で少しず つ態度も軟化し、時事情勢や階級論に関する学習 を始めるようになった。やがて、日本の戦争を 「侵略」であったと大部分の収容者が認識するま でに至った。
- ③取り調べ期(1954年秋頃まで):先の戦争を「侵略」であったと認めても、自分自身の行為が戦争犯罪であったことを認めるのは容易ではなく、その点を自ら認められるようになるための取り調べや相互批判運動が続いた。最終的に大部分の戦犯が「認罪」に至った。
- ④表現活動期(1956年夏まで): 認罪運動で獲得した「被害者の視点」に立った社会認識・自己認識を深めるため、文芸、演劇、詩作など各種の文化活動を展開した。

このうち、寛大さが際だったとされる時期は④表現活動期のほか②学習期をあげることができる。他方で、厳格さが際だったとされる時期は、③取り調べ期のほか①反抗期をあげることができる。

2. 戦犯の抵抗への厳格な措置

寛大政策といわれる対日戦犯方針は、収監初期から貫かれていたものなのだろうか? 戦犯管理所副所長だった曲初(元・旅大地区関東高等法院労働改造所所長)の回想によれば、人道的な処遇は戦犯の入所直後から遂行されていたことが分かる⁽¹²⁾。

1950年7月21日、管理所に入所した当日に戦犯たちが最初に摂った食事は、コーリャン飯⁽¹³⁾に白菜のおかずだった。日本人戦犯の一部はこれを食べようとせず、飯を棄てた。戦時中でも軍人や官僚たちはもちろんのこと、日本人はコーリャン飯など食べたことがなかったからだ。しかし、管理所幹部も同じ内容の食事を摂っていた以上、出された食事を口にしないということは、単にお腹がすいていないと捉えるしかなかった。中国で非道な殺人などを犯した日本人戦犯にも自分たちと同じ食事をさせているのに、それでも食べないというのなら、次も同じ食事を出すしかないと考えた。「私のなかでこのような日本人戦犯への感情がさらに悪くなり、彼らへの蔑視さえ生じてきた」(⁽¹⁴⁾。

しかし、次の食事でも、食べない者は依然として食べなかった。曲初としては、食べ続けないとどうなるかと不安に思い、責任者として問題を解決しなければと東北公安部長の汪金祥に報告した。公安部はすぐに総理の周恩来に報告し、数時間後に公安部より周恩来の指示が伝えられた。

これらの日本人戦犯・偽満州国戦犯に対して、生活面の基準は国際慣例に基づいて処遇すること。戦犯らの元の階級に基づいて、また中国共産党軍の基準も参考にして、将官・佐官・尉官以下という3つに分けて、3種類の待遇を与えること。主食には「細糧」〔小麦粉・白米〕を与えること。管理は適切に行い、外部は厳しく、内部は穏やかに管理すること。一人の逃亡者も、一人の死亡

者も出してはいけない。戦犯を罵ったり殴ったり、人格を侮辱したりしてはいけない。彼らの民族の習慣・風俗を尊重し、思想の面から教育を行うこと(15)。

これは党中央からの直接の指示であったことから、その後の戦犯管理の基本方針として繰り返し参照されていく。注意しておきたいのは、党中央からのこの時点での指示は寛大さを強調するというよりも、捕虜・戦犯の処遇の国際基準に則って彼らを管理するという意味合いから、食事や接し方の面で人道的に配慮することを命じている点である。先に述べた伝統的な捕虜優遇政策に基づいて、戦犯にも管理所員と同等の食事を与えるなど、当初から人道的な処遇が遂行されていた。問題はそれではうまく対処できなかった点にある。党中央の指示は寛大や優遇という文脈ではなく、国際基準に沿って管理することを求めるものだったが、その具体化は、既に遂行している人道的政策を徹底することに他ならなかった。

もちろん、各国の戦犯・捕虜収容所において必ずしも国際法を遵守した対処がなされていたとはいえないケースも少なからずあったため、新中国では最初から十分に寛大であったと評価することもできる。しかし、政策指示者も実行者も初発の時点では、ことさら寛大であろうとしてそうしたわけではない点は確認しておきたい。むしろ、曲初がそうであったように、当事者自身は厳格な対応を取っていたと位置づけている。

党中央からこうした指示を受けた頃の管理所員は、素直にそれを受け止めることができなかった。管理所員は一日二食でコーリャン飯であるのに比べ、戦犯には三食で白米中心かつ副食も豊富であったことだけでも、寛大すぎると感じていたからである。曲初は、彼らの動揺を次のように回想している。

管理所内部の幹部たちは反発した。自分もすべて納得

したわけではないが、立場上、上級の指示を守らないといけない。しかし、普通の幹部はそうはいかなかった。「豚にエサをやって肥らせれば、食べられる肉になって戻ってくる。しかし、戦犯に上等な食事を与えても何にもならない。どうせ銃殺してしまうのだから!」と怒りを込めて叫ぶ幹部もいた。また、戦犯に食べさせるくらいなら、と自ら厨房に押しかけて上等なパンを口にしながら、「食べないと損だ。自分たちは革命のために食べるが、彼らに食べさせて何のためになるのだ!」と不満をぶちまけた(16)。

日本人戦犯に対しては、従来の捕虜優遇政策が 期待された効果をあげなかったにもかかわらず、 党中央が厳格な措置をとらず事実上人道的待遇の 続行を指示したことに、反発や不満が大きかった ことを示している。中国側は決して「寛大一辺倒」 だったわけではなく、戦犯とかかわりあう過程の なかで「寛大さ」が生まれてきたという視点が必 要なことが分かる。

『十四年総結』の中でも、1950年7月下旬に日本人戦犯らが収監された直後は、基本的に厳格な態度で迫っていたことが記されている。それは以下に見るように、日本人の振る舞いへの反応として採られた厳格な管理であった。

シベリアから中国へ移管された元軍人らは戦後 5年を経てもなお、軍服に軍靴・軍帽の日本軍ス タイルで戦犯管理所に入ってきた。中国人を蔑視 する傲慢な態度も戦時中と変わらなかった。行政 官や司法官らは、自分たちは「戦犯」ではなく「捕 虜」であるから、戦犯として扱うのは国際法違反 だと反発した。こうした動きに乗じて署名を集め て釈放を求める軍人までいて、管理所員への挑発 的行為もしばしばであった。しかし、管理所は日 本人戦犯のこうした不遜な態度の中に、「内心で は報復を恐れて殺されるのではないかという怯 え」(4頁)があることも感じ取っていた。収監 初期のこうした混乱に対して、管理所は厳格な管理が必要だと判断した。

この状況に対して管理所側は状況認識として3つの可能性を予測した。一つは集団暴動、二つに脱走、三つに罪を恐れて自殺。(略)対策として内外の警戒を強め、三層の武装した監視兵を配置した。見張り所ごとに機関銃を設置し、監房の内外に銃を携帯して巡回する監視兵を増やし、廊下にも銃に着剣したままの兵士を増員した。屋外に出す場合にも一度ではなく分けて30分だけ出すことにし、監房も施錠した。部屋の中にいるときもきちんと座らせ、位置を変えたり騒いだりすることを禁じた。数ヶ月間もこの厳しい体制で臨んだ。脱走者も死亡者

数ヶ月間もこの厳しい体制で臨んだ。脱走者も死亡者も出なかったが、彼らは絶望を感じ、非常に緊張した状況で食欲もなくなり、不眠になって、病人が増えた(高血圧の者が501名に上り、末梢神経炎が258名に現れた)。こうした中で、彼らの反動的勢いはいっそう高まっていった。(4頁、傍点は引用者)

初期の管理の厳格さは日本人戦犯の態度が引き起こしたものであったことが分かる。先に述べたように、党中央は、国際法を遵守して日本人戦犯らに国際基準に沿った対応をするよう指示していた。食事の充実ぶりや乱暴な扱いをしない職員の態度については、意外に感じた日本人が多く、特に食事の量が豊富であった点には満足していた戦犯も少なくない(17)。

しかしこの段階では、戦犯らはこうした人道的 な処遇の意味を訝ることしかできず、依然として 反抗的であったり、挑発行為を繰り返したりする 姿勢は変わらなかった。そこで、厳格な管理が導入されたのである。ただしそれは、彼らを罰する ための厳格さではなく、それ以上の混乱を引き起こさず秩序を維持して、本来の目的である「教育のもとで悪を改め、善に従わせ、新たな人間に戻す」過程に導くことを目的とした厳格さであった。

この厳格な対処の結果、かなりの数の戦犯が病気や不眠、高血圧に苦しんだことを考えれば、彼らの緊張感が非常に大きかったことが窺える。事実、日本軍が中国人捕虜を日常的に殺害していた事実をふまえ、処刑を恐れていたと回想する元戦犯は少なくない⁽¹⁸⁾。

ところが、戦犯自身にとって苦しい状況が続いても、彼らの抵抗や反発は止まず、むしろ勢いを増していき、以下のような事態が続いた。

彼らに新聞を配布すると閲覧拒否、時事問題のラジオ 放送は視聴拒否、耳を塞ぐ人もいた。毎朝起床後に宮城 遙拝を行い、食事の際は天皇に祈り、「天皇陛下万歳 | と叫ぶ人さえいる。私たちの生活・医療面での人道的処 **遇に対しても、感謝するどころか「これは国際捕虜が享** 受すべき権利だ! と考え、このように接するのは「日本 が〔戦後〕復興して再び強くなったので侮辱できないこ とを示す証だ | 「われわれが中国政府と闘っていること の結果だしと捉えた。彼らは一を得て二を望み、わざと ゴタゴタを起こした。食事の際には、わざと多めに受け 取って便所に棄てたり、コーリャン飯などを保管してお いて国連に訴えると言い出したりした。佐々真之助〔中 将〕を代表として「われわれは愛国者だから天皇陛下も われわれを気にかけて下さっている。私たちにもっと好 待遇をすれば、後に日本政府はその経費を返すだろう| と挑発してきた。綾真喜雄憲兵少佐は「われわれの天皇 に対する信念は動かない。天皇のために死んでも構わな い」と公然と宣言した。(4-5頁)

厳格な管理を行うことによって、ひとまず反抗や挑発を抑え込み、戦犯を興奮状態から解放して落ち着かせ、教育段階に移行しようという対応策は奏功しなかった。かつて日本軍が捕虜に行った非人間的で残虐な対応を考えれば、十分に寛大すぎる(と管理所員の目には映っていた)初期の待遇は、ほとんど狙った効果をもたらさなかったのである。人道的待遇の受容よりも、それとセット

で採られた措置である厳格な管理への反発がはる かに凌駕してしまった。

予想を超える日本人戦犯の反発の強さを前にして、中国側はどのような対応をとったのか?

3. 「戦犯改造」の準備としての中国側の「自己 改造 |

管理所側は、このままでは戦犯を教育して認識を改めさせるという目標には到達できないと考え、局面を変えるために、それまでの対応を全面的に反省し、検討し直した。

戦犯管理所に収監されてもなお我がもの顔に振 る舞う日本人戦犯の傲慢さに対して、防御的かつ 消極的な姿勢で対応していたのでは限界だと考え るようになった。国際法を遵守して適切に管理す るという次元では、受け身的で「防御的」だと感 じられたのである。そこで、能動的かつ積極的な 対応ができるようになるため、もう一度「革命」 の精神を確認するところまでさかのぼることにし た。管理所員らは当時の「革命政治」において、 精神面・実践面で圧倒的な存在感を有していた毛 沢東の著作を学習する場をもった。学習や職員同 士の議論を通じて、「日本人戦犯を教育する歴史 的意義・国際的意義に関する認識を高めていっ た | (6頁)。つまり、それまでの戦犯への対応と は異なる次元での対処を模索したのである。その 時期の様子は以下のように記されている。

重大な任務を思想・感情の面からもきちんと受けとめて、困難を乗り越えて、分からないことも模索してうまくやっていこうと〔考えるようになった〕。(略)今後の教育のなかで、まずは、絶対弱気になってはダメだ、(略)彼らの挑発・破壊行為に対して真正面から闘わないとダメだ、彼らはおとなしくしなければならない、好きにやり放題は絶対許さない、これがなければこの悪者たちを良い人間に教育することは不可能だ。彼らをでき

る限りいい人間に変えていくと〔議論し、確認しあった〕。(6頁、傍点引用者)

一見すると、これまで同様に厳格な対応を貫くことを確認しているだけのようにも思われる。ここで注目すべきなのは、戦犯らの挑発行為に対して感情的にならない、すなわち自身の感情をコントロールすることで、野放図な戦犯たちに向き合おうと確認し合っている点である。それまでは、傲慢な日本人戦犯を相手に感情的に反発し、受け身的・防衛的に厳格な管理を行っていた。もちろん、それは次の教育段階につなげるために必要な措置だと考えられていた。

それに対してここで確認されているのは、相手 の感情に対して感情的に応じるのではなく、感情 をコントロールして対処しようとする方針であ る。これが実行に移されると、戦犯たちの感情的 な反抗や挑発に対しても、管理所員は決して感情 的にならず、ときに理性的にときに穏やかに接す ることになる。戦犯たちにとってそれは非常な驚 きであり、次第に抵抗・挑発のやり場を失ってし まった。こうした管理所員の態度が「寛大さ」と 映じても不思議ではない。感情の自己制御に基づ く対応が寛大さと呼ばれるものの原型だったこと が分かる。しかもそのことが、管理所員自身の試 行錯誤や自己検討の過程で導かれている。厳格な 管理がそうであったように、寛大な対応の仕方も また、戦犯の状況に応じた管理所員の「自己改造」 の努力の産物なのであった。

とはいえ、厳格さがまったく放棄されたわけではない。全体のトーンとしては、むしろ厳格さが際立っている。厳格さをベースとして、戦犯に対しては自己を制御しながら働きかけていく、というアプローチである。

戦犯の挑発に対して感情的になる所員自身のあり方のなかに「中国革命」への理解の浅さを見出し、自己批判することで、感情の応酬という次元

から自身を解放しようとした。他者に変化を及ぼす方途として、自己の変革をもって臨もうとしている点で、単なる厳格さとは次元を異にしている⁽¹⁹⁾。

実際に、1951年の初頭には、感情的応酬とも、 単なる寛大さとも次元を異にする意味での厳格な 対応がなされた。管理所は、反抗的な態度を取る 戦犯の代表格で、戦犯のあいだでは「民族的英雄」 とされていた鹿毛繁太(警察局警務科長)を面談 に呼び出し、以下のようなやり取りを行った。

彼〔鹿毛〕は立腹のあまり恐ろしい顔つきで「私は中 国の治安維持のために来たのに、どうして自分を収監し て帰国させないのか」と追及してきた。我々は「中国人 はいつ治安維持のために来てくれと頼んだか」と反論し た。「天皇の命令で来た」と彼は答えた。我々は「まさ にお前は日本帝国主義の侵略戦争の中で、天皇の侵略政 策を実施して侵略行為を犯した犯罪者だ」と。彼は「お 前たちは戦後にできた新しい国だから、われわれを収監 する権限がない、国際法違反だ」と。我々は「どこの国 際法に、ある国は他の国を侵略して合法だと規定してい るか。国際法に違反したのはわれわれではない、お前た ちだ。お前たちのような万死に値する重い罪を犯した日 本人戦犯を、われわれの国の法律に基づいて収監して処 理するのだ、われわれの主権国家の範囲内のことだし。 鹿毛は返答できなかった。そこで、反省文を書けとその 場で命令した。鹿毛は蔑視の表情で一言、二言で提出し てごまかそうとした。我々は、書き直せと求めた。不合 格だとまた書き直させて、4回も繰り返した。この対応 自体は、彼にとって手ひどい打撃となった。さらに、戦 犯全員の前で反省を示すよう我々は求めた。(略) 7日 後、ラジオから流れる彼の謝罪の声が、戦犯たちに大き なインパクトを与えた。(6-7頁)

戦犯の発する詭弁的弁護を頭ごなしに否定する のでも、感情的に反発するのでもなく、理性的な 対論によって論すように対応している。こうした 対応の仕方が次第に基本になっていく。自己制御 に基づくこのような対応は厳格さをベースにしな がらも、強圧的ではないため、日本人戦犯の目か らすれば「寛大さ」として映った。

一方、この時期、戦犯たちが秘かに中国の敗北に期待を託していた朝鮮戦争に決着が付いたことから、管理所側は中国人民が不利な条件をはねのけて勝利した事実を戦犯たちに伝えた。連合国軍による解放の幻想を抱いていた戦犯にとって、日本軍でさえ歯が立たなかった米軍に、中国軍が事実上勝利した事実は、彼らの常識を根本的に動揺させるのに十分だった。同時にこれは、日本人戦犯の反抗・抵抗にも中国は屈服しないというメッセージにもなった。管理に従っている戦犯は励ます一方で、反抗・対立を続ける戦犯には厳しく対処した。

そこから次第に状況は変わり始め、初歩的な反省を表明したり、管理に従う意志を示すようになる戦犯が相次いで現れた。下級の下士官たちは管理所に協力的になり、戦犯内部の状況を告発したため、きわめて反動的な一部の戦犯が孤立していった。ようやく管理所は状況をコントロールできるようになっていった。こうした状況の変化が、再び管理方針に変化を与えることになる。

公に挑発するような戦犯はいなくなり、管理所は管理の仕方を変えた。銃を持った巡回を配置しなくなり、監視はするが目立たないようにした。屋外に出す時間は3時間に増やし、室外での散歩や体操をすることを許可した。また、すべての戦犯に対して健康診断を行い、病気にかかった人のための治療にもさらに力をいれ、同時に生活の水準も適切に改善した。戦犯たちの健康状況も好転し、精神面も落ち着いていった。(8頁)

厳格に管理する側面が目に見えて薄れていくと

ともに、生活面での戦犯への気遣いはさらに細や かなものとなっていった。それによってはじめて 戦犯たちが心身ともに落ち着くようになっていっ たことが窺える。その際、単に厳格に対処するこ とで状況を支配しようとしていたのであれば、秩 序が生まれるようになってからも眼に見える厳格 さを緩めることはなかったであろう。しかし、戦 犯自身のためとはいえ眼に見える形で厳格に管理 することは、戦犯の神経を逆撫ですると判断した 管理所側は、厳格さを水面下にとどめるように なった。その結果、寛大さが自ずと前面にせり出 していったのである。寛大さも厳格さもあくまで 戦犯の状況に対応して現れてきたものであること がここでも確認される。

ようやく状況が落ち着きを見せ始め、学習活動が本格的に始まるようになる頃、管理所はもう一度自分たちの仕事を総括し、今後の教育業務のなかで4つの「一致」を実現することを確認し合った(8-9頁)。

第一に、管理所員の思想認識と党中央の認識との「一致」。国が戦犯裁判を行い、彼らを処罰するのをただ待つのではなく、自ら進んで丁寧に忍耐強く教育を展開していくことが確認された。日常の何気ない一つ一つの業務も国家の歴史的任務だと受けとめていくようになった。

第二に、管理所員の一挙一動と党の政策との「一致」。職員の行動はすべて国や党に対して責任をもち、その気概を表すものでなければならない。

職員の服装は清潔で、仕事ぶりも厳粛に、礼儀正しく、 すべて道理に叶う行動をしなければならい。罵ったり体 罰を与えたり、侮辱したり、困らせない。戦犯たちの持 ち物を壊したりしてはいけない。戦犯からの賄賂を受け 取ってはいけない。(8頁) 第三に、言葉と行動との「一致」。

第四に、上下間の「一致」。管理所長から看護婦、厨房職員や理髪師に至るまで、それぞれがルールを守って、自身の業務の範囲で責任を持って取り組んでいく。

このような総括を経て「管理所は積極的に仕事に取り組めるようになった」(9頁)という。ここでも、管理所員らが折に触れて自身のあり方を反省的に捉え返し、一つ一つの行為に漫然とあるいは感情に流されるままではなく、常に意識的に向き合い続けることが、寛大な対応のベースとなっていたことが見えてくる。管理所員にとって、寛大さとは自己統制・自己改造をバネにした戦犯への意識的努力を意味したのである。

4. 「厳格さ」としての「寛大さ」

『十四年総結』によれば、52年初めには、中央からの指示で認罪に向けた教育が始められた(9頁)。管理所内がようやく落ち着きを見せるようになったとはいえ、大多数の戦犯が、まだ自分の罪を認めるという段階には程遠いことを問題視したのである。それは、「罪を認め、法に従うというのは、戦犯教育の第一の段階で、戦犯教育の任務を完成する第一の前提」(9頁)だという発想に基づいていた。その目標を達成するための本格的な戦犯教育の開始宣言として、「『全面的に攻める』段階に入った」(9頁)という表現さえ見られる。あくまで戦犯自身の社会認識・自己認識の変革のための教育を、戦犯管理の目標とする基本方針が堅持されている。

本格的な認罪教育に向けた準備作業として、再び管理所員の自己教育がなされた点も興味深い。個々の戦犯の認罪の実現を視野に入れて、日本人戦犯の心理的特徴を知ることが課題とされた。具体的には、毛沢東の著作の中で日本軍を分析した以下のような箇所が検討され、「思想的武器」に

されたという。

日本軍隊の長所は、その武器にあるばかりでなく、さ らにその将兵の教養――その組織性、過去において敗戦 したことのないその自信、天皇および神に対する迷信、 その傲慢な自尊心、中国人に対する蔑視などの特徴---にある。これは日本軍閥の多年の専擅的教育および日本 の民族的習慣によってつくられたものである。(略)こ うした点をうちこわすには、長い過程が必要である。ま ず第一に、われわれがこの特徴を重視したうえで、辛抱 強く、計画的に、政治のうえから、国際宣伝のうえから、 日本人民運動のうえから等々、多方面からこの点に向っ て仕事をすすめる必要がある。(略) われわれは日本軍 隊のこのような長所がこわすことのできるものであり、 しかも、すでにこわされかかっているものとみとめる。 こわす方法は、主として政治的に獲得することである。 日本の兵士にたいしては、その自尊心をきずつけるので ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・くことである。俘虜を寛大に取扱うというやり方によっ て、日本の支配者らの反人民的侵略主義を理解させるよ うにすることである (9-10頁) ⁽²⁰⁾。

日本軍は軍事面だけでなく、その担い手たる将 兵が有する認識も強固なので、軍事的に撃破する だけでなく、強固な思想性をもうちこわさなけれ ば、日本との戦争に勝利できない。そのためには、 政治的なアプローチが重要だとかつて毛沢東は説 いた。まさにここに書かれたとおりの手法および プロセスで、戦犯管理所の所員は日本人戦犯の自 尊心を理解し、ねばり強く、教育的に導こうとし たのである。寛大さは他者を変革させるための手 法として採用されたのであった。革命戦争の時代 のテキストが参照され、戦闘に関する比喩が多用 されることからも推察されるように、敵に対する 「闘争」として戦犯教育が位置づけられており、 戦闘において必要な手段として寛大さが発揮され た。 具体的には、戦犯の初期の学習は、「帝国主義論」に始まり、次いで「日本資本主義発展史」「米帝国主義の日本における罪行」「日本人民の前途」などの資料に学んだ。これらの学習を通じて、「日本軍国主義の中国侵略の罪行を認識させ、日米帝国主義反動派が日本人民にもたらした深く重い災難を理解させ」(10頁)ていった。

ただ、皇国史観に深く染まっていた日本人戦犯としては、これらは容易に受け入れられる歴史観ではなかった。学習が始まったばかりの時期の日本人戦犯の反応としては、「積極的に学習を望む者は少数で、大多数は反対もしないが積極的でもない」という状況であった。そして、「ごく少数は〔学習を〕拒否した」(10頁)。なかには、「学習が強制でなければやらない、強制ならやる」といった権威主義に順応しきった戦犯までいて、孤立していた。その一人だった三輪敬一が、後に謝罪して学習活動の輪に加わったことは大きなインパクトを持った(21)。学習期にも、厳格さをベースとしながらも戦犯たちの自発性を重視する寛大さが伴っていたことが分かる。

やがて学習を通じて、皇国史観とは異なる階級 史観に触れる中で、先の戦争が日本民族の生存の ための闘いなどではなく、帝国主義の利益のため にむしろ民族の利益が売り渡されたという理解に 到達する戦犯が多く現れるようになった。自分た ちも戦争の被害者であり、自分たちのための戦争 ではなかった、むしろ文字通り「天皇のため」の 戦争だったことに気付いた下級戦犯ほど、「天皇 や上官を批判するようにな」っていった(11頁)。

ところが、次に自身の行為について認罪が求められる段階に入ると、「あれこれいろいろな理由をつけて自分の責任を逃れようと」(11頁)した。自分自身の罪を書き出し、それを認めることが求められると、国家や国家の発動した戦争の問題性や責任を追及できても、それ以上には進まなかった。自分自身の行為を戦争犯罪としてすべて告白

してしまうと、極刑を免れないのではないかと恐れた。あるいは、あまりに日常的に捕虜虐殺や掠奪、強姦などを行っていたため、それを問題のある行為だと認識できなかったり、(信じがたいことだが) 思い出すことさえなかった⁽²²⁾。

この閉塞を、管理所は断固とした責任追及の姿勢で打開しようとした。管理所は階級論に基づいた次のような戦争責任観を提示したのである。

侵略戦争の罪は政策立案者や指揮者に主な責任があるが、遂行者にも罪がある。同様に誠実に清算しなければならない、と。そのうえ、次のように繰り返し表明した。「お前たちは我が国の領土で罪を犯し、集団で罪を犯した者もある。自ら罪を告白しなくても被害者の中国人民が告発するし、お前達の同僚たちも告発するので、罪を逃れることは絶対に不可能だ。」(12頁)

侵略戦争の有する構造的な責任に関する学習を終えて、認識も改まってきた段階であったため、こうした捉え方を拒否することは容易ではなかった。もはや自身の罪行に向き合う以外にないところへ追い込まれた。管理所の"攻勢"は、次第に次のような変化を生み出し始めた⁽²³⁾。

戦犯管理所は、突破口をつくるために、下級の戦犯のなかから進んだ戦犯を励ました。もともとの彼らの内部の上下関係や違う系統の対立などを利用して、自ら罪を悔い改めると同時に、勇気を持って他の人を告発して贖罪するよう呼びかけた。我々の政策の感化を受けて、戦犯たちは自分の罪を認め、悔い改め、同僚や上官の罪を告発するようになった。将校以上の戦犯達もこの情勢のもとで、自分たちの罪を坦白[告白]するようになった。このようにして、段階を分けて、2年間教育を行った。8割以上の戦犯が直接このような教育を受けて、2,998件の罪行を告白した。また、637件の告発資料を提出した。敵の内部に明らかに分化が見られるようになり、次の取り調べ段階の基礎を作り上げた。(12頁)

ここに至って、戦犯たちは少しずつ自身の犯し た罪について書き出し始めた。

罪を認めることにこだわるという意味では管理所の態度は厳格であり、罪を問わない、あるいは大幅に減刑するといった意味での「寛大さ」とは明らかに一線を画している。他方で個人的な罪行を犯しながらそれを否認する日本人戦犯の姿勢に感情的にならず、理性的に説得する管理所の対応は、自己制御に基づいた「寛大さ」の表れである。厳格であることが同時に寛大でもあるという捉え方をわれわれに迫っているといえないだろうか。

おわりに

1954年3月に入ると、最高人民検察院が三百余人からなる大規模な「工作団」を派遣し、それまでの学習成果を踏まえた取り調べが始まる。この時期は、多くの戦犯にとってもっとも印象深い時期であると回想されると同時に、もっとも厳格な対処がなされたと捉えられることが一般的である⁽²⁴⁾。

この過程については、前号の論文と重複するので詳細は省くが、部分的に認めるようになった自己の罪行を、徹底的に認められるようになるため、厳格で時間をかけた取り調べや、戦犯同士の相互批判が行われた。それらを経て戦犯らは、冒頭にも述べたように、被害者の立場に立って自身の行った罪行を捉え直すという地平にようやく到達していった。

例えば、数多くの拷問や殺人に直接手を染めていた島村三郎(「満州国」警務総局警務科長)について見てみよう。彼は、2年以上にわたる取り調べやかつての部下にあたる戦犯からの厳しい批判に晒されながら、少しずつ罪を認めるようになっていた。それでもまだ、どこまで自白すべきかためらいを残していた島村が、打算的な対応と決別するきっかけになったのは、管理所側から

「禁じ手」と呼ぶべき指示が与えられてからであった。島村は、中国各地の被害者から寄せられた彼への膨大な告訴状の綴りのすべてに目を通すように指示されたのである。あくまで自分自身で自身の罪行に向き合い、告白することを原則としていた管理所にとっても苦肉の策であったに違いない。とはいえ、数百人分はあると思われた恨みに満ちた告訴状を読み進めた島村に、以下のような変化が生じたことを自ら回想している⁽²⁵⁾。

せつせつと訴える被害者の怒りと憎しみ、悲しみと恨みの一字一句は、頁をめくるたびに私の胸をかきむしり、ゆさぶった。私は今さらのように、私がかつて平然としてやってのけたこと、国家のためだと思ってやっきになってやったことの一つ一つが、これほどまでに中国人民を傷つけ、悲しませ、怒らせ、不幸におとしいれていたのかと愕然とするとともに、自己の行為の残虐性、侵略統治の残忍性を思い知らされたのであった。

最初のうちこそ、告訴状の中に被害者・遺族からの「死刑」を求める言葉を見つけるたびにうろたえたものの、やがてそうしたページをいくつも眼にするうちに、「殺されても仕方がない。いやそれが当然だ」と思うようにまで変わっていった。

さらに、一人息子を島村によって斬殺された 後、乞食をしながら暮らしてきた老婆が、唯一の 願いだとして島村を死刑にすることを要求する告 訴文を読んで、島村の「人間」としての感情がは じめて呼び覚まされた。

私はその拙い文字を一つ一つ拾って読んでいるうち

に、やがて全身の血が凍ってしまったかのように、身動きもできなくなってしまったのである。(略) 老婆の文字は一字一句が泣いていた。もだえのたうち、哀願していた。布団をかきむしりながら嗚咽する老婆の姿が、はっきりと瞼に浮んでくるのである。その瞼の下から悔恨の涙が、そうだ! 被害者に対するはじめての涙が、止めどもなく頬を伝って流れはじめた。

被害者の感情を通じて自らの感情を取り戻していった段階でようやく、島村の認罪へのためらいが消えていった。このときはじめて、中国人被害者を、豊かな感情をもった対等な人間、自分と同じ尊厳を有した一人の個人として見出すことができたのである。

戦犯が自身の罪の一部を認めるようになった段階でも、こうしてさらに厳格に責任を追及したことについては、あまりに峻厳すぎるのではないか、手を出さないだけの体のいい報復なのではないか、という捉え方があるかもしれない。しかし、島村たちが到達したのは、そんな「加害側の事情」などまるで通用しない「被害者の立場」に立つという地平だった。被害者の側からすれば、罪の一部だけを認めるという行為は、本当は罪を認めるつもりがないことを意味することに気付いた。中国側が目指していた「新たな人間」「良い人間」とは、この地平にまで辿り着くことであったから、追及は厳格である以外になかったのである。

全面的に罪を認めて心から謝罪した人間に対しては、罪そのものは許せないにしても、もはやその勇気と誠意を拒むことはできない。実際に、取り調べと認罪を終えた「表現活動期」の戦犯と管理所員の人間関係は、「対立」から「相互尊重」へと大きく変化した。「良い人間」「新たな人間」となった日本人は、もはや「闘争」する相手ではなくなったからである。戦犯を教育するために自己教育・自己改造を繰り返してきた管理所員だからこそ、日本人戦犯が経験した「自己改造」(戦

犯自身の言葉では「鬼から人間に戻る」)の苦しさとそれを突き抜けた喜びを誰よりも分かち合えた。いつしか管理所員を先生と呼び、戦犯は同志として扱われる関係になっていった。帰国後も管理所員と元戦犯は「友人」として讃え合った。徹底した厳格さと徹底した寛大さは、このように表裏一体なのであった。

「寛大さ」を「厳格さ」の文脈で位置づけ直すことで、戦争への反省を曖昧にし続ける日本側の姿勢に対して、アジアからの――とりわけ中国からの――反発がなぜ今も大きいかを理解することができる。今も東アジア諸国が示している「厳格さ」と「寛大さ」に日本がどう向き合うかに、ある意味で東アジアの平和が託されているといえないだろうか。

註

- (1) 張宏波・石田隆至「加害の語りと日中戦後 和解一被害者が受け入れる反省とは何か」 『PRIME』30号、2009年10月、91-103頁: 石田隆至「寛大さへの応答から戦争責任へ 一ある元兵士の『終わりなき認罪』をめ ぐって」『PRIME』31号、2010年3月、59 -72頁。
- (2) 吉田裕「なぜ日本は『侵略』という認識を もたなかったのか―戦後日本社会のなかの 中帰連」岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編 『中国侵略の証言者たち――「侵略」の記 録を読む』岩波書店、2010年、137-164頁。
- (3) 例えば、中国東北部に旧日本軍が遺棄した 毒ガス兵器(少なくとも数十万発が埋められていると日本側も認めている)が近年の 開発で掘り起こされたことで、多数の被害 者が出た。戦争被害は過去の問題であるだけでなく、現在進行形の問題となってい る。これをめぐり、被害補償や毒ガス兵器 の撤去に消極的な日本政府に対して、中国

政府は「友好」の側面を重視して、遺棄毒ガスの中国国内での処理に同意した。しかし、10年経ってもなお1発も処理されていない。それでも中国は政治問題化しないように対処し続けている。

- (4) 山本武利編訳『延安リポート―アメリカ戦 時情報局の対日軍事工作』岩波書店、2006 年。
- (5) 丸川哲史「『改造』と『認罪』、その起源と 展開」『世界』2007年8月号、243-252頁 を参照。
- (6) 大澤武司「『人民の義憤』を超えて一中華 人民共和国の対日戦犯政策」『軍事史学』 44巻3号、2008年12月、41-58頁:豊田雅 幸「中国の対日戦犯処理政策―厳罰主義か ら『寛大政策』へ」『史苑』69号、2009年 3月、15-45頁。
- (7) さらにいえば、建国初期に政治、経済、国際関係のいずれにおいても深刻な困難に直面していた新中国が、1000人もの戦犯を6年間もの長きにわたって寛大に処遇し続けたことに果たして見合う利得であったといえるか定かではない。
- (8) 撫順戦犯管理所には、日本人戦犯973名が 収容されていたのと同時期に、国民党(軍) の元幹部だった354名、「満州国」で要職に あった中国人(皇帝溥儀を含む)62名の戦 犯も収容されていた。日本人同様に教育を 受け、最終的に自身の罪行を認めるに至っ た。
- (9) 共同研究の過程で張宏波 (PRIME所員) が入手した本史料に、北京・外交史料館等で収集した一次史料をも加えて検討する作業のうち、今回は本史料を中心にした検討にとどまる。翻訳には張宏波の校閲を得た。以下、頁数のみの引用は『十四年総結』から。

- (10) その後、実際に、管理所も文革の波の外部 にはいられなくなった。管理所員は侵略者 に寛大すぎたと激しい批判に晒された。
- (11) 張宏波「認罪はどのように行われたか」、 前掲『中国侵略の証言者たち』28-48頁。 さらに詳細な分析として、野田正彰『戦争 と罪責』岩波書店、1998年。なお、ほぼ同 時期に別の日本人戦犯136名を収容してい た太原戦犯管理所においても教育・管理方 法に多少の違いはあったものの、戦犯の認 識の変化が同様に見られた。前掲註(1) の『PRIME』30号の論文を参照。
- (12) 全国政治協商委員会文史資料委員会編『改造戦犯紀実』中国文史出版社、2000年。
- (13) コーリャン(高粱)とは、中国東北部や華 北地方で主に主食として生産されていたモ ロコシの一種のこと。
- (14) 前掲『改造戦犯紀実』 6頁。
- (15) 同上、6-7頁。
- (16) 同上、7頁。
- (17)「高りゃん飯だが、炊きたての固い御飯で ある。おかずは肉いりの野菜いためで味は よかった。(略)食事が終わるころになる と入り口のドアののぞき窓から、『飯够、 不够』(飯は足りたか)と看守が聞いて回 る。(略) ところが、こうして聞かれたと きに足りないといえば、新しく炊いて追加 してもらえることがそのうち分かってき た。(略) その追加の食事も終わったころ 『够、不够』ともう一度小窓から声が掛か る。しかしもうこれ以上食べられない。 (略) それにしてもどうしてこうまでして くれるのか、皆、心の中にある戸惑いを感 じだした」(中国帰還者連絡会編『私たち は中国で何をしたか―元日本人戦犯の記 録』三一書房、1987年、24-27頁)。
- (18)「一番の気掛かりは、戦争中中国人を酷い

- 目にあわせたから、復讐され、殺されるかも知れないということである」(同上、18頁)。
- (19) こうした技法は、他にも「非暴力主義」や「精神分析」においても見られる(拙稿「『相互性』としての非暴力主義:変動期の社会における他者との共生について」『年報社会学論集』14号、2001年6月、51-62頁を参照)。こうした文脈で寛大政策を位置づける試みは、他日を期したい。
- (20) 訳文には、毛沢東「持久戦について (1938年5月)」『毛沢東選集』第三巻、三一書房、1956年、239頁を参照、傍点は引用者。
- (21) 三輪は後に学習活動のリーダーの一人となる。
- (22) われわれが行った元戦犯への聴き取りでも、軍医であった湯浅謙は生体解剖をしていた事実を、認罪が迫られるまで「忘れていた」と回想した(2007年11月)。なお、吉開那津子著・湯浅謙追補『消せない記憶―日本軍の生体解剖の記録』(増補新版)

- 日中出版、1996年を参照のこと。
- (23) 後に帰国戦犯の組織である「中国帰還者連絡会」の会長となる富永正三は、この戦争責任認識を深めて若い世代に語り、強いインパクトを与えた。元戦犯を父にもち、日中友好協会の事務局長を務める矢崎光晴氏もその一人である(2009年10月の聴き取りから)。"個人の戦争責任を認めてはじめて戦争指導者の罪を問うことができる"という富永の証言に接したことが、日本が戦争責任を認められるようになるための平和活動に深く関わっていくきっかけになったという。なお、富永正三『あるB・C級戦犯の戦後史―ほんとうの戦争責任とは何か』(改訂版)水曜社、1986年を参照のこと。
- (24) 前掲『私たちは中国でなにをしたか』、特に「第三章 苦悩――再生への苦しい道」 参照。
- (25) 島村三郎『中国から帰った戦犯』日中出版、 1975年;引用は143-148頁から。